

独立行政法人国立健康・栄養研究所の役員給与規程の改正について

1 役員給与規程の改正内容

人事院勧告を踏まえ、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正されたことにより、当研究所においても、これに準じた役員給与規程の改正を行った。

国の指定職俸給表適用職員に対する 1 2 月の期末手当、勤勉手当の支給割合の改正に伴い、当研究所においても、国と同様に支給割合の改正

2 施行日

平成 2 3 年 3 月 3 1 日